

運 営 管 理 要 綱

第 1 章 総則

(要綱の目的)

第 1 条 本要綱は、市立札幌病院地域医療情報ネットワークシステムの安全かつ円滑な運用及び医療情報の適正な管理を図るために必要な運用原則を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 本要綱を適用するネットワークの名称は、市立札幌病院地域医療情報ネットワークシステム「すずらんネット」（以下「すずらんネット」という。）とする。

(すずらんネットの目的)

第 3 条 すずらんネットは、市立札幌病院と連携する関係医療機関とを高い機密性を確保した通信ネットワークで結び、このネットワークを通し、市立札幌病院の患者（以下「患者」という。）の診療情報を共有することにより、医療の質の向上を図るとともに、地域住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運営)

第 4 条 すずらんネットは、市立札幌病院地域医療情報ネットワークシステムすずらんネット運営管理委員会（以下「委員会」という。）が運営する。

第 2 章 基本事項

第 1 節 すずらんネットの構成

(構成定義)

第 5 条 すずらんネットは、本ネットワークに参加する施設（以下「会員」という。）が利用する端末（パソコン・タブレット等）から構成されるものとする。

(通信回線及び伝送路)

第 6 条 アクセス回線は、当院は IP-VPN（閉域網）、会員は TLS1.3 または TLS1.2 通信ですずらんネットに接続する。これらの通信技術的要件は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）を満たすものとする。

2 前項における回線のデータの伝送は、暗号化する。

(アプリケーション・サービスの基盤及びアプリケーション)

第 7 条 すずらんネットのアプリケーション・サービスの基盤として、認証基盤、患者 ID の連携機能等を設ける。

第 2 節 すずらんネット以外の地域医療情報ネットワークとの接続

(すずらんネット以外の地域医療情報ネットワークとの接続)

第 8 条 すずらんネットが他地域の地域医療情報ネットワークと接続する場合は、委員会の承認を得て当該地域医療情報ネットワークを運営する協議会等と取決めを締結するものとする。

- 2 前号の取決めにおいて、双方のネットワーク運用上の規定で相違する点があった場合には、協議の上、合意した内容を書面に記載するものとする。
- 3 委員会及び会員は、本章第3節に規定するセキュリティに関する条項及び第4節に規定する個人情報の保護に関する条項を遵守しなければならない。

第3節 すずらんネットのセキュリティ

(セキュリティ基本方針)

第9条 すずらんネットにおけるセキュリティ基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会及び会員は、すずらんネットの高い機密性を常に保つためセキュリティ対策を講ずる。
- (2) 委員会及び会員は、すずらんネットのセキュリティを維持するために、相互に密接な連携・協力関係を構築・維持する。
- (3) 委員会及び会員は、すずらんネットを利用する職員（以下「利用者」という。）の職務に応じて適正な権限を付与し、その利用者の責任を明確にする。
- (4) 委員会及び会員は、利用者及び利用者であった者に対し、すずらんネットの利用に伴い知り得た秘密の保持義務を徹底させる。
- (5) 委員会及び会員は、利用者に対し、セキュリティ対策の重要性について、意識の啓発を行うとともに、教育に関する計画を策定し実施する。
- (6) 委員会及び会員は、すずらんネットのセキュリティ対策について、内部評価のほかに、必要に応じ相互評価等を行い、改善措置を講ずる。
- (7) 委員会及び会員は、すずらんネットが保有する情報資産の取り扱いに際しては、関連する法令を遵守する。
- (8) 委員会は、すずらんネットで提供する情報資産を常に最新かつ正確な状態に保つとともに、滅失及びき損から保護するための対策を講ずる。
- (9) 委員会は、すずらんネットに対する外部からの不正な接続および侵入を防ぎ、情報資産の漏えい、改ざん、逸失等を防ぐためのセキュリティ対策を講ずる。
- (10) 委員会は、すずらんネットに対する危険・脅威を的確に把握し、制度面、技術面及び運用面からこれら危険・脅威を抑止、予防することにより、適時、的確な措置を講ずる。

(主要なセキュリティの設計と運用)

第10条 すずらんネットのセキュリティを確保するため、委員会は次に掲げる対策等を行うものとする。

- (1) 通信経路におけるデータの暗号化、セキュリティ装置の設置等具体的な対策を講ずる。
- (2) ネットワーク監視、システム構成情報管理、障害履歴管理などにより、その運用を的確に行う。
- (3) 通信回線網及びアプリケーションに対し、常時的確な監視を行い、24時間の安定的な運用を行う。
- (4) 会員に対し、利用する端末の安全性を確認する。

(セキュリティ対策の見直し)

第11条 委員会及び会員は、セキュリティ対策について、法令の整備、情報技術の進展等に対応し、適時見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

(障害発生時の対応)

第12条 委員会及び会員は、すずらんネットに関わる外部からの不正な接続及び侵入、情報資

産の漏えい、改ざん、逸失、障害又は災害等が発生した場合には、相互に連携協力し、被害の復旧、不正プログラムの除去、障害回復措置等必要な対応を行わなければならない。

(会員によるセキュリティ確保措置)

第13条 会員は、すずらんネットのセキュリティを確保するため、自らの組織内ネットワークを、すずらんネットに接続する場合のセキュリティを確保する装置の設備運用及び地域医療情報ネットワークサービス提供設備の設置条件の遵守等必要なセキュリティ確保措置を講じなければならない。

(会員による運用担当者の配置)

第14条 会員は、すずらんネットの安全管理及び運用のため、運用担当者を配置しなければならない。

(会員の管理責任)

第15条 会員は、法令等に違反、又は本要綱並びに別に定めるすずらんネット利用規約（以下「利用規約」という。）に定める事項を遵守しなかった等の適切な管理を怠ったために情報資産の漏えい等が発生した場合については、その責任を負うものとする。

第4節 個人情報の保護

第16条 すずらんネットの運用又は利用にあたっては、個人情報を保護するため、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 委員会及び会員は、本要綱及び利用規約のほか、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）及び関係法令を遵守する。
- (2) 委員会及び会員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令を遵守する。
- (3) 会員は、すずらんネットの利用にあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 会員は、すずらんネットの利用にあたって知り得た個人情報を複写し、又は複製をしてはならない。
- (5) 会員は、すずらんネットの利用にあたって知り得た個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第5節 すずらんネットの組織

(構成組織)

第17条 すずらんネットの構成組織は、委員会及び会員で組織するすずらんネットユーザー会（以下「ユーザー会」という。）とする。

第3章 すずらんネットの運営管理

(名称及び目的)

第18条 すずらんネットの効率的な運用及び適正な管理を行うため、市立札幌病院にすずらんネット運営管理委員会を設置する。

- 2 委員会の運営に関する事項については、すずらんネット運営管理委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）を別に定める。

(委員)

第19条 委員会には次の委員を置く。

- (1) 運営管理者 1名
- (2) 副運営管理者 1名
- (3) システム管理責任者 1名
- (4) その他運営管理者が必要と認めた者

(役割と責務)

第20条 委員会は、すずらんネットのセキュリティを確保しつつ、すずらんネット事業の円滑な運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、前条の目的を果たすため、本要綱、委員会要綱及び関係法令等を遵守して、すずらんネットの整備及び安全かつ継続的な運用に努めなければならない。
- 3 委員会は、すずらんネット及び会員のセキュリティを確保するため、本要綱に基づき、必要なセキュリティ確保措置を講じなければならない。

(会員登録)

第21条 委員会は、すずらんネットの利用を希望する施設からの申請に基づき、会員登録承認を行う。

(会員の施設への立ち入り)

第22条 委員会は、次に掲げる場合は、会員の承認を得て、会員が管理するすずらんネットに関係する施設へ立ち入ることができる。

- (1) すずらんネット提供設備の設置、更新、撤去又は設置場所の変更を行う場合及び障害発生時の調査又は復旧作業を行う場合
- (2) その他すずらんネットの運用上必要な作業を行う場合

(利用の制限、停止、中止又は会員登録の取消)

第23条 委員会は、すずらんネットの保守などやむを得ない場合には、すずらんネットの利用を制限又は停止することができる。

- 2 委員会は、会員がすずらんネットの運営に支障を及ぼす恐れのある行為をした場合等には、すずらんネットの利用を制限、停止、中止又は会員登録の取消をすることができる。

(会員への連絡)

第24条 委員会は、前条の規定により会員のすずらんネットの利用を制限、停止又は中止しようとする場合は、あらかじめその旨を当該会員に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(免責)

第25条 委員会は、前条の規定によるすずらんネットの利用の制限、停止又は中止によって会員に損害が生じた場合でも、委員会の責によらないときには、その責任を負わない。

- 2 委員会は、アカウントの不正利用等の方法ですずらんネットが不正に利用され、会員又は第三者に損害が生じた場合でも、委員会の責によらないときには、その責任を負わない。

第4章 すずらんネットユーザー会

(名称及び目的)

第26条 市立札幌病院は会員に対し、安全かつ効率的に診療情報の提供を図ることを目的にユーザー会を設置する。

2 ユーザー会の運営に関する事項については、すずらんネットユーザー会運営要綱（以下「ユーザー会要綱」という。）を別に定める。

第5章 すずらんネットの利用

(利用規約)

第27条 すずらんネットの利用に関し、すずらんネット利用規約を定める。

第6章 診療情報の提供と患者同意

(患者同意)

第28条 市立札幌病院がすずらんネットにより患者の診療情報を提供する場合は、市立札幌病院又は会員が当該患者に十分に説明を行い、文書による同意を得なければならない。

(同意撤回)

第29条 患者が前条の同意を撤回しようとする場合は、委員会に申し出るものとし、委員会は申し出を受理後、速やかに診療情報の提供を停止する。

(死亡した場合の取扱)

第30条 委員会は、第28条に基づく同意を得た患者が死亡した情報を得た場合は、速やかに当該患者の診療情報の提供を停止する。

(診療情報提供)

第31条 すずらんネットによる診療情報提供は、第28条に基づく患者の同意の日から診療情報を公開するものとする。

第7章 すずらんネットの整備及び管理、費用負担等

(整備・管理)

第32条 すずらんネットの利用に必要な回線及び端末は、会員が整備し管理を行う。

(保守作業)

第33条 すずらんネットの良好な運用を維持するために、委員会は必要に応じてすずらんネットの保守作業を行うものとする。

2 前項の規定により保守作業が行われる場合は、委員会から会員に事前に周知した上で、すずらんネットの利用を停止する場合がある。ただし、緊急に保守点検、整備等が必要になった場合は事前連絡なく停止する場合がある。

(機能変更)

第34条 すずらんネットの運用の向上を目的に、委員会は必要に応じてすずらんネットの機

能の変更、停止等を行うものとする。

- 2 機能の変更、停止等を行う場合は、委員会から会員に事前に連絡する。ただし、緊急その他委員会がやむを得ない事情があると判断した場合は、事前連絡なく変更、停止する場合がある。

(会費負担)

第35条 すずらんネット運用費用のうちソフトウェア使用料等にかかる費用については、会員に負担を求めるものとする。

(その他必要事項)

第36条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については委員会で定めるものとする。ただし、緊急その他運営管理者が特に理由があると認めるときはこの限りでない。

附則

本要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附則

本要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附則

本要綱は、令和4年9月20日から施行する。

附則

本要綱は、令和5年1月11日から施行する。

附則

本要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。